

別紙2

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る)で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、

- ①当該資産の使用可能期間を延長させる(耐久性を増す)部分に対応する金額、
- ②その支出の時における当該資産の価額を増加させる(価値を高める)部分に対応する金額、
の何れかに該当するものに限る。(ただし、災害復旧に係る部分を除く。)

工事の内容

- 1. 橋梁修繕
- 2. トンネル修繕
- 3. のり面修繕
- 4. 土工修繕
- 5. 舗装修繕
- 6. 交通安全施設修繕
- 7. 交通管理施設修繕
- 8. 渋滞対策
- 9. 休憩施設修繕
- 10. 雪氷対策施設修繕
- 11. 震災対策
- 12. 環境対策
- 13. トンネル防災
- 14. のり面防災
- 15. 雪害対策
- 16. のり面付属物設置
- 17. 橋梁付属物設置
- 18. トンネル施設修繕
- 19. 電気施設修繕
- 20. 通信施設修繕
- 21. 建築施設修繕
- 22. 機械施設修繕